令和４年横瀬町農業委員会第９回総会議事録

１．開催日時　令和４年１１月２５日（金）午前１０時から１０時３６分

２．開催場所　横瀬町役場

３．出席委員（１２人）

会長	５番	冨　田　哲　夫
会長職務代理者	２番	浅　見　明　仕
農業委員	１番	武　藤　量　司
	３番	八木原　智　宏
	６番	小　泉　茂　樹
	７番	町　田　幸　広
	８番	村　越　　　聡
	９番	平　沼　邦　夫
	１０番	千　島　孝　夫
農地利用最適化推進委員	第１	平　沼　良　一
	第２	関　口　孝　夫
	第３	石　黒　夢　積

４．欠席委員（１人）

	４番	若　林　想一郎

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第１７号　農地法第５条の規定による許可申請に関する件

第４　議案第１８号　農地法第４条の規定による許可の取消申出に関する件

６．農業委員会事務局職員

事務局長	町　田　勝　一
書記	小　俣　敏　孝
	長　嶋　昭　浩

７．会議の概要

議　　　長　　皆さん、おはようございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、４番の若林想一郎委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日、出席委員は９名でございます。会議規則第６条の規定によりまして、定足数に達しております。それでは、ただいまより令和４年の第９回農業委員会を開会いたします。

日程第１、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第２項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますけれども、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議　　　長　　異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

２番、浅見明仕委員、３番、八木原智宏委員のご両名にお願い申し上げます。

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第17号　農地法第５条の規定による許可申請に関する件、そして議案第18号　農地法第４条の規定による許可の取消申出に関する件でございます。

会期は本日１日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議　　　長　　異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３、議案第17号　農地法第５条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第17号番号１について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第17号番号１について説明いたします。

議案第17号番号１の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります１筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は190平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり町内の法人で、譲渡人は、議案書に

ございますとおり秩父市在住の方であります。申請理由は資材置場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

３ページ目をご覧ください。案内図１で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、荊米４区、横瀬町保育所の西約120メートルのところが申請地になります。

この農地について、所有権の移転を行い、譲受人が営んでいる会社の資材置場として利用したいとの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議　　長　事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移りたいと思います。

担当委員の平沼良一委員、お願いします。

平沼推進委員　農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第17号番号１農地法第５条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

11月21日午後４時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、国道299号、札所１番の交差点から川沿いに約200メートル進んだ右側になります。申請地は、譲受人が経営する会社のすぐ近くにあり、周辺は既に住宅が立ち並んでいることから、農地もありません。資材置場で利用するということであれば、特に問題はないと考えられますので、転用はやむを得ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議　　長　続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願いいたします。

千 島 委 員　上程されました議案第17号番号１について所見を申し上げます。

11月21日午後４時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地は、譲受人が経営する会社のすぐ近くで、周辺には農地が存在しませんでした。この土地を資材置場として利用したいとのことでありますが、特段問題はなく、周辺に及ぼす影響もないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　ありがとうございました。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

〔「なし」〕

議　　長　質疑なしのお声がありました。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第17号番号１につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔全員挙手〕

議　　長　ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号番号１　農地法第５条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第17号番号２につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　議案第17号番号２について説明いたします。

議案第17号番号２の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります１筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は624平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町で、譲渡人は、議案書にございますとおり横瀬町町内在住の方であります。申請理由は一時転用の臨時駐車場で、権利の種類は使用貸借・３か月間となっております。

４ページ目を御覧ください。案内図２で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東14区、秩父消防署東分署の南、約300メートルのところが申請地になります。

この農地について、横瀬町が発注する下水工事に伴い、影響範囲内にある宅地の臨時駐車場として、一時転用をしたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議　　長　続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員　農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第17号番号２

農地法第５条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

11月22日午後４時頃、補助委員の浅見農業委員と現地の確認を行いました。場所は、町道５号線沿い、川東の荒船医院のすぐ南側になります。

今回の申請は、横瀬町が発注する下水工事に伴うものでありまして、３か月間、周辺住民の臨時駐車場として一時転用するものでありますので、特段問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員２番、浅見委員、お願いします。

浅見委員　２番、農業委員の浅見です。上程されました議案第17号番号２について所見を申し上げます。

11月22日の午後４時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局の説明にもありましたとおり、横瀬町が発注する下水工事に伴う周辺住民の駐車場確保のための一時転用でありますので、特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議　　長　ありがとうございました。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いします。

武藤委員。

武藤委員　この場所につきましては、私たちがそば畑として借りているところで、一時転用ということですけれども、あそこは急に狭くなっていて、その畑沿いの側溝も相当傷んでいます。また、一段畑の方が低くなっている状況で、そこに境として桑の木もありますが、今後どのような形で工事をして、どのように復旧してもらえるのか、その点が分かったら、ちょっと教えていただければと思います。

議　　長　事務局から。

事 務 局　下水担当に確認しましたところ、敷鉄板を敷いて臨時駐車場にするということで、その後、鉄板を外した後は耕うんをして、元の状態に戻しますということであります。お願いいたします。

議　　長　よろしいですか。

武藤委員　またそば畑として利用していくに当たって、もし砂味でも敷かれてしまって厄介になったら困るなと思って。また、道路から下がっているので、そのままでやるのだったら特に問題はないと思いますので。分かりました。

ありがとうございました。

武藤委員　桑は抜いてしまうということですか。

事 務 局　はいそうです。

議　　長　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

議　　長　お諮りいたします。

上程中の議案第17号番号２につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔全員挙手〕

議　　長　ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号番号２　農地法第５条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第17号番号３につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局　議案第17号番号３について説明いたします。

議案第17号番号３の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります２筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は300平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町で、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は一時転用・臨時駐車場で、権利の種類は使用貸借・３か月間となっております。

５ページ目を御覧ください。案内図３で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東14区、清水橋の南東約150メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして、横瀬町が発注する下水工事に伴い、影響範囲内にある住宅の臨時駐車場として一時転用をしたいとの申請でございます。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議　　長　事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

　　　　　　担当委員、平沼推進委員、お願いします。
平沼推進委員　農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第17号番号３農地法第５条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

11月22日午後４時頃､補助委員の浅見農業委員と現地確認を行いました。場所は、県道熊谷小川秩父線沿い、川東、島田醤油店のすぐ南側になります。

この申請につきましても、番号２申請と同様、横瀬町が発注する下水工事に伴う臨時駐車場としての一時転用でありますので、特段問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議　　　長　続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員２番、浅見委員、お願いします。

浅 見 委 員　農業委員の浅見です。上程されました議案第17号番号３について所見を申し上げます。

11月22日の午後４時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。この申請につきましても、番号２の申請と同様、横瀬町が発注する下水工事に伴う周辺住民の駐車場確保のための一時転用でありますので、特に問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　　長　以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「これも先ほどと同様ですよね。」〕

事　務　局　はいそうです。敷鉄板で対応します。

議　　　長　質疑なしでよろしいでしょうか。

ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時２０分

再　　開　午前１０時２２分

議　　　長　再開いたします。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議　　　長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第17号番号３につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔全員挙手〕

議　　　長　ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号番号３　農地法第５条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第17号番号４につきまして、事務局から説明を求めます。

事　務　局　議案第17号番号４について説明いたします。

この申請は、先月10月25日の農業委員会におきまして申請のありました、根古屋３区の太陽光発電設備の設置に関する件につきまして、申請地の一部に、隣接する住宅の車庫部分が含まれていると県からの指摘があり、分筆後に、再度改めて申請するとのことで、申請の取下げが提出されました。今回、改めて分筆を行い、申請が提出されたものであります。

申請内容につきましては、宅地部分を分筆し、除いたことに伴い、前回の申請計画面積が1,254平方メートルから、今回1,052平方メートルに変更になったこと以外は、全て同様の内容となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議　　　長　続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員　農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案書第17号番号４　農地法第５条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

11月20日午前９時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。この申請地は、事務局の説明にもありましたとおり、先月審議したものと同じでありますが、一部農地に隣接する住宅の車庫等がかかっていたとのことで、現地を確認してきました。是正のため、この部分を分筆して、改めて申請されたものでありますので、特に問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　　長　続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員６番、小泉委員、お願いします。

小 泉 委 員　農業委員６番の小泉です。上程されました議案第17号番号４について説明申し上げます。

11月20日午前９時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたとおり、一部農地に車庫等がかかっているとのことで、現地で確認してきました。

申請内容につきましては、この分筆の部分を除けば、全て前回の内容と同じですので、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手でお願い申し上げます。

〔「なし」〕

議　　長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第17号番号４につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔全員挙手〕

議　　長　ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号番号４　農地法第５条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第４、議案第18号　農地法第４条の規定による許可の取消申出に関する件を議題といたします。

議案第18号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事　務　局　議案第18号について説明いたします。

議案第18号につきましては、農地法第４条の許可の取消申出であります。農地の地番は、議案書の地番の欄にあります１筆です。

８ページ目を御覧ください。案内図５で場所について説明いたします。許可のありました場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、中郷６区、町民会館の東約100メートルのところが申出地になります。この土地について、平成19年12月18日付で、農地法第４条の規定による許可が下りました後、精査をしていく中で、接道がないことから、隣接地を敷地分割しなければ建築許可が下りないことや、その当時、ちょうど既設住宅がシロアリの被害に遭ってしまったことなどから、既設住宅を取り壊して建て替えてしまったとのことであります。そのため、許可の取消しを行い、今後も農地としてこの土地を管理していきたいとのことであります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議　　　長　事務局の説明を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方はどうぞ。

ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時３０分

再　　開　午前１０時３４分

議　　　長　再開いたします。

それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」〕

議　　　長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第18号につきましては、許可の取消しに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔全員挙手〕

議　　　長　ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第18号　農地法第４条の規定による許可の取消申出に関する件につきましては、県知事宛てに進達をすることに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理につきましてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議　　　長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ご苦労さまでございました。

（午前１０時３６分）